

りょうしん経営塾会則

第1条（目的）

この会は、地元の若手経営者・事業後継者の支援、情報交換や提供を行う場として、長崎三菱信用組合と関係のある有志で組織し、会員相互の親睦と意識の高揚と発展を期すことを目的とする。

第2条（名称）

この会は、『りょうしん経営塾』と称する。

第3条（事務局）

この会の事務局は、長崎市水の浦町1番2号、長崎三菱信用組合内におく。

第4条（活動）

この会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 講師を招いての勉強会（原則年3回）
- (2) 懇親会
- (3) その他本会目的達成のために必要な活動

第5条（会員）

この会の会員は、次の有資格者の中で役員会が承認したものとする。

- (1) 事業所が長崎三菱信用組合の営業地区内にあり、経営者・事業後継者、若しくはそれに準じる者で『りょうしん経営塾』の趣旨に賛同する者。

第6条（役員および事務局）

- (1) 会長（塾長） …… 長崎三菱信用組合理事長
- (2) 副会長（副塾長） …… 若干名
- (3) 事務局 …… 若干名（菱信役職員）

2. 役員会は、原則として前項のメンバーで構成する。

第7条（役員の任期および選出）

役員の任期は原則として2年間として、再任は妨げない。

尚、副会長・事務局については、会長（塾長）が指名する。

第8条（会費）

この会の運営に必要な経費は、必要に応じて都度徴収する。

第9条（附則）

1. この会を運営するに当たって疑義が生じた時は、役員会で審議・決定する。
2. 役員会は必要の都度開催する。
3. この会則は、平成19年7月24日より実施する。
4. 平成27年8月24日付改正。